

監督指針	見直し案
<p>II 保険監督上の評価項目 略</p> <p>II-2-7 商品開発に係る内部管理態勢 略</p> <p>II-2-7-2 主な着眼点 (1)～(4) 略 (5) 関連部門との連携 ①～③ 略</p> <p>④ 関連部門は、販売量拡大や収益追及を重視する、例えば営業推進部門や収益部門から不当な影響を受けることなく、商品に伴うリスク、販売上の留意点等の商品の課題に対する検討を行っているか。また、検討内容等について、取締役会等又はとりまとめ部門等（商品開発の全般を管理する取締役等を含む）に対し、直接、必要に応じ随時報告を行っているか。</p> <p>⑤ 関連部門は、取締役会等又はとりまとめ部門等に対して分かりやすく、かつ、商品開発に係わる経営に重大な影響を与える情報を網羅し、正確に報告しているか。</p> <p>⑥ 商品開発の全般を管理する取締役等や商品開発部門の長</p>	<p>II 保険監督上の評価項目 略</p> <p>II-2-7 商品開発に係る内部管理態勢 略</p> <p>II-2-7-2 主な着眼点 (1)～(4) 略 (5) 関連部門との連携 ①～③ 略</p> <p>④ <u>社内規定等に定める付加保険料の算出方法が合理的かつ妥当なものであり、かつ、その算出された付加保険料が不当に差別的なものとなっていないことが確保されているか。特に、付加保険料の割増引きを設定する場合には、契約方法、保険料の払込方法等に基づいたものとなっており、事実上の特別利益の提供（法第300条第1項第5号）になっていないことに留意する。</u></p> <p>⑤ 関連部門は、販売量拡大や収益追及を重視する、例えば営業推進部門や収益部門から不当な影響を受けることなく、商品に伴うリスク、販売上の留意点等の商品の課題に対する検討を行っているか。また、検討内容等について、取締役会等又はとりまとめ部門等（商品開発の全般を管理する取締役等を含む）に対し、直接、必要に応じ随時報告を行っているか。</p> <p>⑥ 関連部門は、取締役会等又はとりまとめ部門等に対して分かりやすく、かつ、商品開発に係わる経営に重大な影響を与える情報を網羅し、正確に報告しているか。</p> <p>⑦ 商品開発の全般を管理する取締役等や商品開発部門の長</p>

に権限が委ねられている商品開発上の事項について、適切な権限行使がなされているかを定期的に点検・監査するなどの管理が行われているか。

- ⑦ 商品内容については、既存の各種規程等との整合性がとれているか、表現は適当か、使用データに誤りはないか等、健全性維持や適切な業務運営の確保に対するチェックの観点 は明確となっているか。
- ⑧ 社内態勢の整備にあたっては、募集時のみならず、保険金支払いに至るまで、保険契約者・被保険者・被害者等に対し、適切な対応が図られるよう検討を行っているか。
- ⑨ 保険約款の作成については、契約者の視点に立って、分かりやすい内容となるよう努めているか。なお、専門用語や法律用語の安易な使用が保険契約者の保険約款に対する理解を困難なものにすることに留意しているか。
- ⑩ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。
- ⑪ 保険商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-10 システムリスク管理態勢」も参照のこと。

(6)～(10) 略

Ⅱ-3 業務の適切性

略

Ⅱ-3-3 保険募集態勢

に権限が委ねられている商品開発上の事項について、適切な権限行使がなされているかを定期的に点検・監査するなどの管理が行われているか。

- ⑧ 商品内容については、既存の各種規程等との整合性がとれているか、表現は適当か、使用データに誤りはないか等、健全性維持や適切な業務運営の確保に対するチェックの観点 は明確となっているか。
- ⑨ 社内態勢の整備にあたっては、募集時のみならず、保険金支払いに至るまで、保険契約者・被保険者・被害者等に対し、適切な対応が図られるよう検討を行っているか。
- ⑩ 保険約款の作成については、契約者の視点に立って、分かりやすい内容となるよう努めているか。なお、専門用語や法律用語の安易な使用が保険契約者の保険約款に対する理解を困難なものにすることに留意しているか。
- ⑪ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。
- ⑫ 保険商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-10 システムリスク管理態勢」も参照のこと。

(6)～(10) 略

Ⅱ-3 業務の適切性

略

Ⅱ-3-3 保険募集態勢

略

II-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集

(1)～(8) 略

(9) その他

保険契約の締結（名義変更等による契約の変更を含む。）

又は保険募集に関して、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するために、

(イ) 保険契約者（法人、個人事業主を含む。）について、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、企業等の法人（個人事業主を含む。）の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、生命保険募集人の訪問や保険会社が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人確認若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の把握の措置が講じられているか。

(ロ) また、保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、生命保険募集の同行や保険会社等が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認、の措置が講じられているか。

例えば法人等の財テクなどを主たる目的とした契約又は当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わせないなど、保険商品

略

II-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集

(1)～(8) 略

(9) その他

① 保険契約の締結（名義変更等による契約の変更を含む。）

又は保険募集に関して、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するために、

(イ) 保険契約者（法人、個人事業主を含む。）について、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、企業等の法人（個人事業主を含む。）の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、生命保険募集人の訪問や保険会社が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人確認若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の把握の措置が講じられているか。

(ロ) また、保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、生命保険募集の同行や保険会社等が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認、の措置が講じられているか。

例えば法人等の財テクなどを主たる目的とした契約又は当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わせないなど、保険商品

のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置が講じられているか。

II-3-3-6 損害保険契約の締結と保険募集

- (1)～(12) 略
- (13) その他
 - ①、② 略

IV 保険商品審査上の留意点等

略

IV-1 共通事項

略

IV-1-2 事業を行う地域

保険商品の販売地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いとなっていないか。

IV-5 保険数理

保険料及び責任準備金の算出方法書(以下「算出方法書」という。)の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

IV-5-1 保険料

のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置が講じられているか。

② 保険商品の募集地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いとなっていないか。

II-3-3-6 損害保険契約の締結と保険募集

- (1)～(12) 略
- (13) その他
 - ①、② 略

③ 保険商品の募集地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いとなっていないか。

IV 保険商品審査上の留意点等

略

IV-1 共通事項

略

IV-1-2 (削除)

IV-5 保険数理

保険料及び責任準備金の算出方法書(以下「算出方法書」という。)の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

IV-5-1 保険料

- (1) 保険料の算出方法については、十分性や公平性等を考慮して、合理的かつ妥当なものとなっているか。
- (2) 保険料については、被保険者群団間及び保険種類間等で、不当な差別的取扱いをするものとなっていないか。
- (3)～(5) 略
- (6) 予定事業費率（事業費の割引を含む。）の設定については、保険種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当なものになっているか。

(7) 略

IV-5-4 過去の損害率等による割増引の適用 略

- (1)～(2) 略
- (3) (2)の保険契約の引受保険会社^{が他社である場合には、次の要件を全て満たす場合に限り、引受保険会社等が作成した資料等（以下「当該資料等」という。）により、自社の保険料率で引受を行った場合の保険料を算出し、この保険料に基づき適用}

- (1) 保険料の算出方法については、十分性や公平性等を考慮して、合理的かつ妥当なものとなっているか。
- (2) 保険料については、被保険者群団間及び保険種類間等で、不当な差別的取扱いをするものとなっていないか。
- (3)～(5) 略
- (6) 付加保険料（事業費の割増引を含む。）の設定について、係数によらずに定性的な表現で記載するときは以下の条件を満たしているか。

① 保険種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当であるなど適切なレベルとすることを明確にしているか。

② Ⅱ-2-7-2 (5)④の主旨に則り、明確に社内規定等で定めることとしているか。

③ (1)(2)の観点を踏まえ、付加保険料の設定に応じ、その重要度を勘案した上で分類した保険種類及び販売経路などの別ごとのモニタリング資料を提出しているか。また、モニタリング資料の基礎となる資料を添付しているか。

(7) 略

IV-5-4 過去の損害率等による割増引の適用 略

- (1)～(2) 略
- (3) (2)の保険契約の引受保険会社^{が他社である場合には、次の要件を全て満たす場合に限り、引受保険会社等が作成した資料等（以下「当該資料等」という。）により、自社の純保険料率で引受を行った場合の純保険料を算出し、この純保険料に基づ}

することが可能な規定となっているか。

イ 当該資料等が信頼性及び客観性を有すること

ロ 当該資料等の前提となっている担保条件及び当該契約の過去の実績に基づき、自社の保険料率で引受を行った場合の保険料を算出すること

ハ 当該資料等の前提となっている免責期間等の担保条件が自社の保険料率の前提となっている担保条件と異なる場合は、自社料率の算出方法に準じて合理的な方法で修正を行うこと。

き適用することが可能な規定となっているか。

イ 当該資料等が信頼性及び客観性を有すること

ロ 当該資料等の前提となっている担保条件及び当該契約の過去の実績に基づき、自社の純保険料率で引受を行った場合の純保険料を算出すること

ハ 当該資料等の前提となっている免責期間等の担保条件が自社の純保険料率の前提となっている担保条件と異なる場合は、自社の純保険料率の算出方法に準じて合理的な方法で修正を行うこと。